



# 門真市空家等対策計画 概要版

## 第4章 空家等対策の取組み方針

建築物等の各段階における空家等対策

	建築時・居住時	空家化	管理不全	除却	土地活用
方針1 空家等の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供による建築物所有者等の意識の醸成</li> <li>相続登記の促進</li> <li>インスペクション(建物状況調査)の普及啓発</li> <li>既存建築物の耐震化促進</li> <li>リノベーション・リフォームの促進</li> </ul>				
方針2 空家等の適正管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等所有者等の意識啓発等</li> <li>所有者が自ら適正に管理する能力が十分でない場合の対応</li> <li>管理不全な空家等の所有者等への助言等</li> <li>データベースの運用</li> <li>地域と連携した情報把握や見守り活動</li> </ul>				
方針3 空家等の利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活性化に寄与する活用</li> <li>空家等マッチング制度の構築</li> <li>空家等活用の取組みに関する情報提供</li> </ul>				
方針4 空家等の除却の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険家屋等の除却の促進</li> <li>空家等の除却の促進に向け取組み</li> <li>老朽木造建築物等の除却等の促進</li> <li>耐震性の不足した木造住宅の除却の促進</li> <li>防災空地の整備</li> <li>狭い道路・狭小敷地等の改善</li> </ul>				

## 第5章 空家等の調査について

### 【空家等の調査】

本市では、令和6（2024）年度に追跡調査を実施しており、その調査結果に加え、新たに市民からの相談等を受け判断した空家等についても適宜調査を行う。また、空家等の情報の正確な把握に努め、それらのデータベース化により効果的な空家等対策の実施を目指す。

## 第6章 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置等

### 【管理不全空家等及び特定空家等に対する措置】

適切な管理が行われていない空家等が管理不全空家等及び特定空家等に該当する場合、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものであることから、その状態を解消するため管理不全空家等及び特定空家等に係る対応に取組む。

### 【その他法令に基づく措置】

管理不十分な空家等については、空家法での対応に限らず、空家等に対する関係法令の適用を検討し、各法令に基づき必要な措置を講じる。

## 第7章 空家等対策の推進体制等について

### 【主体別の役割】

適正管理されていない空家等が地域社会に与える影響は大きいため、市民や民間事業者などがそれぞれの責務や能力に応じて役割を分担し、相互に連携して空家等の所有者等を支援する。

### 【空家等対策の実施体制】

空家等対策の実施に際しては、庁内の様々な部署に関係するのみならず、各種団体等との連携を図りながら、体制を構築します。

